

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第18号

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

看護師養成所授業料等条例施行規則（昭和44年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(授業料等の減免)</p> <p>第3条の2 条例第8条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げる災害とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>平成28年台風第10号</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 条例第8条第1項第1号に規定する甚大な被害を受けたと認められる者は、次の各号（前項第2号<u>及び第3号</u>に掲げる災害に係るものにあつては、第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第5条 授業料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料減免申請書、入学選考料減免申請書、入学料減免申請書又は寄宿舎料減免申請書（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事が別に定める期限までに当該申請者の在学する条例第1条に規定する看護師養成所の長（入学選考料の減免の申請にあつては、申請者が入学を志望する看護師養成所の長。以下「学院長」という。）を經由して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第8条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の減免を受けようとする場合 第3条の2第2項各号（同条第1項第2号<u>及び第3号</u>に掲げる災害に係るものにあつては、同条第2項第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けたことを証する書類</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(授業料等の減免)</p> <p>第3条の2 条例第8条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げる災害とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 条例第8条第1項第1号に規定する甚大な被害を受けたと認められる者は、次の各号（前項第2号に掲げる災害に係るものにあつては、第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第5条 授業料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料減免申請書、入学選考料減免申請書、入学料減免申請書又は寄宿舎料減免申請書（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事が別に定める期限までに当該申請者の在学する条例第1条に規定する看護師養成所の長（入学選考料の減免の申請にあつては、申請者が入学を志望する看護師養成所の長。以下「学院長」という。）を經由して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第8条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の減免を受けようとする場合 第3条の2第2項各号（同条第1項第2号に掲げる災害に係るものにあつては、同条第2項第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けたことを証する書類</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に在学する者で、この規則による改正前の看護師養成所授業料等条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第3条の2第1項第2号に掲げる災害により看護師養成所授業料等条例（昭和43年岩手県条例第40号）第8条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づき授業料又は寄宿舎料の減免を受けていたものに係る施行日以後の授業料又は寄宿舎料（当該者が施行日の前日において減免を受けていたものに限る。）の減免については、改正前の規則第3条の2第1項第2号及び第2項並びに第5条第1項第2号の規定は、なおその効力を有する。